

環境報告書ガイドライン改訂検討会の設置について

1. 設置趣旨

これまで、環境省では、平成 15 年 4 月に「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年度版」を、また、平成 16 年 3 月に「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」を策定し、環境報告書の普及促進を図ってきた。その後、今年 4 月に「第三次環境基本計画」が閣議決定され、今後の環境政策の方向性として、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が打ち出された。また、国内外において、企業の社会的責任（CSR）への関心が高まり、投資家等を含む利害関係者に環境に関する情報公開の重要性が高まる状況にある。さらに、グローバル・リポーティング・イニシアチブ（GRI）による新たなガイドラインの公表や国際標準化機構（ISO）の社会的責任の規格化など、国内外の取組が進展している。

こうした状況を踏まえて、今般、環境報告書の作成者、利用者、有識者等からなる「改訂検討会」を設置（委託先設置）し、「環境報告書ガイドライン」及び「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」の内容を改訂するため、課題の抽出・分析などの必要な検討を実施する。

2. スケジュール

開催時期		内容
10月下旬	第1回検討会	ガイドラインの改訂に向けた方向性の討議
11月下旬		事業者懇談会（事業者側の意見聴取）
12月中旬	第2回検討会	記載項目案に関する討議
1月下旬	第3回検討会	新ガイドライン事務局案に関する討議
2月下旬		事業者ヒヤリング（事業者側の意見聴取）
3月上旬	第4回検討会	新ガイドライン案に関する討議
3月下旬		新ガイドライン案（中間報告）提出
11月中旬	WG（第1回）	現行ガイドラインの改訂点に関する討議
12月上旬	WG（第2回）	改訂内容素案に関する討議
12月下旬	WG（第3回）	改訂案に関する討議
4月		パブリックコメント
5月		パブリックコメント結果の整理
5月中旬	第5回検討会	新ガイドライン最終案の検討
6月		新ガイドラインの公表

「環境パフォーマンス指標ガイドライン」ワーキンググループ（WG）

3 組織等

(1) 検討会

検討会は、上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、(株)ニッセイ基礎研究所が委嘱する者をもって構成する。

検討会に座長をおき、検討委員の互選によってこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

検討会の下に、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」に関する個別の案件について詳細に検討するためのワーキンググループを設置する。

本検討会は必要に応じて小委員会を設けて必要な検討を行なうことができる。

(2) その他

検討会は必要に応じて検討委員以外の学識経験者、事業者等の出席を求めることができる。

会議の庶務は、(株)ニッセイ基礎研究所が行う。